

諮問番号：諮問第 31 号

答申番号：答申第 31 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県精神保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 45 条第 4 項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。障害等級の認定を 3 級にされたが、障害の程度は、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（2 級相当）である。服薬が 1 時間遅れるだけで幻聴・妄想がある。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人の障害等級を判定するに当たり、総合的に判断すると 3 級に該当すると認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、審査請求人の精神障害の状態が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）で定める精神障害の状態に該当するか否か、該当するとすればどの障害等級に該当するかということにある。

処分庁は、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付決定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の審査基準として、「福岡県精神障害者保健福祉手帳

障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）及び「福岡県精神障害者保健福祉手帳の障害等級判定基準の運用に当たっての留意事項」（以下「留意事項」という。）を設定しているため、以下では、本件処分が法令並びに判定基準及び留意事項に沿って適正に行われたかを判断する。

審査請求人が行った手帳の交付申請の添付書類である医師の診断書によると、次のことがいえる。

- (1) 精神疾患については、統合失調症の存在が認められる。
- (2) 精神疾患（機能障害）の状態については、診断書の「④ 現在の病状、状態像等」欄における記載から、統合失調症による残遺状態があり、妄想の異常体験があることが認められ、その程度については、診断書の「③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」欄や「⑤ ④の症状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄における記載から、判定基準で3級の基準として示されている「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」に該当すると認められる。
- (3) 能力障害（活動制限）の状態については、診断書の「⑥ 生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」欄の8項目中6項目が、能力障害（活動制限）の程度が比較的低い「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」に該当するとされている。また、「⑦ ⑥の具体的程度、状態像」欄及び「⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況」欄における記載からは、審査請求人は現在家事が行え、内服通院も規則正しく行っていることが認められる。よって、能力障害（活動制限）の状態については、2級相当の「日常生活が著しい制限を受ける（中略）程度のもの」に当たるとは認められず、3級相当の「日常生活若しくは社会生活が制限を受ける（中略）程度のもの」に当たると認められる。
- (4) 障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされているところ、上記のことから、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態は、障害等級3級と認められる。

なお、留意事項によれば、判定は、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいはおおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」とされている。審査請求人は手帳の交付申請の8か月前から2か月間入院しているが、このことにつ

いて、処分庁は、現在の病状と生活状況から、審査請求人は入院を経たものの順調に回復してきていると判断している。診断書を見ると、審査請求人の退院後、病状が悪化することがあった、又は悪化するおそれがあることをうかがわせるような記載もないことから、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

したがって、処分庁が、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判断して3級と決定したことに、違法又は不当な点は認められない。

審査請求人の障害等級を判定するに当たって他に考慮すべき特段の事情も認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年8月4日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年9月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

処分庁は、判定基準及び留意事項を行政手続法上の審査基準として設定しており、判定基準においては、障害等級の判定は、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

そして、障害の程度の個別具体的な判定は、指定医師が作成した診断書をもとに処分庁が行うものであるが、その障害の程度に関する判定・判断は、専門的・医学的判断を前提とした処分庁の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきである。

本件処分は、法令、判定基準等に沿って適正に行われており、その判断過程に特段の誤りは認められず、処分庁の判断は合理的な裁量の範囲内であるといえる。本件においては、処分庁の判断の基礎となった診断書と、前回の手帳交付申請時に提出された診断書を比較したところ、若干症状が緩和していることが認められたことから、処分庁の判断は合理的であるといえることができる。

また、審査庁は、本件審査請求について、福岡県精神保健福祉審議会の委員に意見を

求め、「原処分支持」との回答を得た上で、裁決を行おうとしている。このことから、審査庁の判断に不合理な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められることから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会 第1部会

委員 岡本 博志

委員 倉員 央幸

委員 塩田 裕美子